道路改良事業（要望から施工までの流れ）

地元、地権者	要望代表者 （住民自治協議会長 または 自治会長 等）	市役所 （道路建設課　TEL082-420-0948）

①道路改良の要望の相談 → ②現地調査、採択条件の適否確認

（適合）

③道路改良要望
- 要望書作成
- 用地寄付承諾
- 要望書提出

（毎年9月末日〆切）

提出書類
- ○道路改良要望書（様式1）
- ○道路改良要望理由書（様式2）
- ○道路改良承諾書（様式3）
- ○位置図
- ○公図等用地関係の分かるもの

④総合評価
1. 事故防止の緊急性・危険性
2. 別事業との関連性
3. 事業費と投資効果の大小
4. 地元調整の進捗度
5. 総合評価
6. 地権者全員の同意がある

順位の高い路線から事業着手します。

⑤測量・設計
- 用地の立ち入り許可
- 地元調整

⑥地元説明会
・市から、線形・用地・工法等協議、丁張説明等を行います。

（全員の同意）

⑦用地測量
- 用地の立ち入り許可
- 地元調整

⑧境界立会
・関係者（当該境界に係る地権者）の立会による境界確認が必要です。
・市から、境界杭、用地幅杭について説明を行います。

⑨用地取得
（用地課　082-420-0947）
- 用地契約
- 用地寄付

※起業地の所有権を移転できない場合は、工事ができません。

⑩工事発注